

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年12月26日
【事業年度】	第21期（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）
【会社名】	リビン・テクノロジーズ株式会社
【英訳名】	Living Technologies Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川合 大無
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号
【電話番号】	(03) 5847 - 8558 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部 部長 小林 翔太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号
【電話番号】	(03) 5847 - 8558 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部 部長 小林 翔太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2020年9月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月
営業収益 (千円)	-	-	-	-	3,570,151
経常利益 (千円)	-	-	-	-	209,075
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	-	-	-	-	114,018
包括利益 (千円)	-	-	-	-	114,018
純資産額 (千円)	-	-	-	-	1,549,927
総資産額 (千円)	-	-	-	-	3,400,633
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	1,153.59
1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	84.86
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益 (円)	-	-	-	-	84.77
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	45.6
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	7.4
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	21.03
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	-	-	103,327
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	-	-	509,744
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	-	-	1,169,298
現金及び現金同等物の期末残 高 (千円)	-	-	-	-	1,871,001
従業員数 (人)	-	-	-	-	102
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(64)

(注) 1. 第21期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2. 第21期の自己資本利益率は、連結初年度のため、期末自己資本に基づいて計算しております。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2020年9月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月
営業収益 (千円)	2,444,396	3,242,983	3,029,520	3,374,632	3,423,453
経常利益 (千円)	9,404	148,071	380,484	463,037	345,258
当期純利益 (千円)	5,389	88,741	235,425	302,208	253,184
資本金 (千円)	193,447	193,829	194,260	194,295	194,295
発行済株式総数 (株)	1,340,012	1,342,244	1,343,488	1,343,588	1,343,588
純資産額 (千円)	807,942	900,964	1,143,251	1,451,528	1,682,866
総資産額 (千円)	1,863,859	1,848,832	2,008,437	2,125,097	3,507,375
1株当たり純資産額 (円)	602.94	668.55	843.81	1,068.73	1,252.54
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	4.03	66.19	175.35	224.94	188.44
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	4.00	65.97	174.97	224.65	188.23
自己資本比率 (%)	43.3	48.5	56.4	67.6	48.0
自己資本利益率 (%)	0.7	10.4	23.2	23.5	16.2
株価収益率 (倍)	1,127.93	36.64	14.88	10.66	9.47
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	68,060	97,502	308,631	253,685	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	17,552	26,569	11,052	258,707	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	398,061	163,453	154,189	148,688	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,188,856	1,096,336	1,261,831	1,108,120	-
従業員数 (人)	70	77	86	83	98
(外、平均臨時雇用者数)	(18)	(21)	(20)	(35)	(64)
株主総利回り (%)	92.6	49.3	53.1	48.8	36.3
(比較指標：東証グロース市場250指数) (%)	(140.0)	(128.7)	(79.4)	(83.3)	(74.5)
最高株価 (円)	5,120	5,110	6,950	2,688	2,400
最低株価 (円)	944	2,180	2,054	1,900	1,734

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第19期の期首から適用しており、第19期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであり、2022年4月4日以降は同取引所グロース市場におけるものであります。
5. 第21期より連結財務諸表を作成しているため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2【沿革】

年月	概要
2004年 1月	東京都中央区新川において、資本金1,000万円で株式会社シースタイルを設立
2004年 2月	インターネット広告代理店事業開始
2005年 6月	本社移転（東京都中央区日本橋馬喰町）
2005年12月	第三者割当増資実施（資本金3,100万円）
2006年12月	不動産売却一括査定で不動産プラットフォーム事業に進出
2007年12月	本社移転（東京都中央区日本橋箱崎町）
2009年12月	任意売却比較サービス開始
2011年10月	土地活用会社比較サービス開始
2012年 1月	本社移転（東京都中央区日本橋箱崎町）
2012年 9月	賃貸管理会社比較サービス開始
2013年 2月	不動産買取一括査定サービス開始
2013年 3月	大阪オフィスを開設（大阪府大阪市北区南扇町）
2013年 6月	福岡オフィスを開設（福岡県福岡市博多区博多駅東）
2013年12月	本社移転（東京都中央区日本橋堀留町）
2014年 1月	各種査定サービスを統合したサイト（現『リビンマッチ』）の運営開始
2015年 9月	リノベーション会社比較サービス開始
2016年11月	本社移転（東京都中央区日本橋堀留町）
2016年11月	査定書作成の取引サポートシステム提供開始
2017年10月	不動産に特化した人材紹介サービス開始
2017年11月	注文住宅会社比較サービス開始
2018年 6月	商号をリビン・テクノロジー株式会社に変更
2018年11月	サイト名を『リビンマッチ』に変更
2019年 6月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2019年 9月	名古屋オフィスを開設（愛知県名古屋市中区丸の内）
2020年 5月	船橋オフィスを開設（千葉県船橋市印内町）
2020年 7月	福山オフィスを開設（広島県福山市霞町）
2020年 8月	さいたまオフィスを開設（埼玉県さいたま市大宮区宮町）
2020年 8月	横浜オフィスを開設（神奈川県横浜市西区高島）
2020年11月	リースバックの比較サイト『リースバック比較PRO』の運営開始
2021年 5月	大阪オフィス移転（大阪府大阪市中央区久太郎町）
2021年 7月	名古屋オフィス移転（愛知県名古屋市中区錦）
2021年 9月	外壁塗装の比較サイト『ぬりマッチ』の運営開始
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行
2022年 8月	バーチャル住宅展示場『メタ住宅展示場』の運営開始
2022年11月	本社第2オフィスを開設（東京都中央区日本橋人形町）
2023年 4月	コスモテクノロジー株式会社が運営していた不動産管理会社向け業務支援SaaS『BAIZO KANRI』を事業譲受
2023年11月	外壁塗装DX事業（ぬりマッチ）の分社化を目的にリビンDX株式会社を設立（現 連結子会社）
2024年 1月	外壁塗装DX事業（ぬりマッチ）を吸収分割によりリビンDX株式会社へ承継
2023年12月	株式会社仲介王の発行済み全株式（自己株式を除く。）を取得（現 連結子会社）
2024年 8月	2023年4月に事業譲受した『BAIZO KANRI』をリニューアルし、サービス名を『管理戸数ふえるくん』に変更
2024年11月	福岡オフィス移転（福岡県福岡市博多区網場町）

3【事業の内容】

当社グループは、当社と連結子会社2社で構成されており、「情報をもっと簡単、便利、快適に」をコンセプトに、情報活用の利便性を追求し、すべての人により快適なユーザーエクスペリエンス（UX）を提供すると同時に、住生活関連ビジネスのパフォーマンス向上を支えるため、マッチングプラットフォームとDXクラウドを両軸としたDXプラットフォーム事業を展開しております。

DXプラットフォーム事業では、当社が運営する住宅領域パーティカルメディア（注）『リビンマッチ』を軸に、「売りたい」「管理してほしい」「建てたい」「土地を活用したい」といった不動産に関するエンドユーザーのさまざまなニーズと、当社のクライアントである不動産会社（以下、「クライアント企業」という。）の集客に関するニーズの双方を満たすサービスを提供しております。

なお、当社グループはDXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（注）「パーティカルメディア」とは、ある専門領域・専門分野に特化したメディアという意味であり、『リビンマッチ』は、不動産取引における会社比較という専門領域に特化したサービスをインターネット上で提供しております。

[DXプラットフォーム事業]

DXプラットフォーム事業は、『リビンマッチ』を中心とするエンドユーザーとクライアントをWeb上でマッチングする「マッチングプラットフォーム」と、クライアントの業務効率化を推進する「DXクラウド」で構成されています。

（マッチングプラットフォーム）

マッチングプラットフォームは、住宅リユース領域を中心に不動産所有者であるエンドユーザーとクライアントである住宅関連企業のマッチングを行っております。

マッチングプラットフォームでは、反響課金（注1）型または定額課金（注2）型の利用料体系を採用しております。反響課金型の利用料体系では、クライアント企業はエンドユーザーからの問い合わせの獲得数等の一定の成果に応じて利用料を支払うため、月額固定費用ゼロでエンドユーザーからの問い合わせを獲得することが可能となっております。

エンドユーザーは、『リビンマッチ』や『ぬりマッチ』等の各サービスを利用することで、無料で複数のクライアント企業に一括で問い合わせを行うことが可能となっております。一方、クライアント企業は、エンドユーザーからの問い合わせの獲得を通じて、エンドユーザーを見込客として営業活動を行うことが可能となります。マッチングプラットフォームを通じて、エンドユーザーから年間24万件を超えるお問い合わせをいただいております。

マッチングプラットフォームでは、現在、主に以下のサービスを提供しておりますが、『リビンマッチ』のパーティカルメディアとしての価値を向上させるとともに、エンドユーザー及びクライアント企業のご期待に添えるよう、今後も、サービスの拡充を続ける方針であります。

（注1） 反響課金とは、エンドユーザーからの問い合わせの獲得数等の一定の成果に応じて、当社がクライアント企業より利用料を頂く課金制度をいいます。

（注2） 定額課金とは、エンドユーザーからの問い合わせの獲得数に上限を設定し、毎月一定の金額を利用料として頂く課金制度をいいます。

（DXクラウド）

DXクラウドでは、住宅関連企業の業務効率化を推進するWebサービス（SaaS）等をクラウドで提供しております。

具体的には、Eラーニング（クラウド）、コールセンター（BPO）、AI査定（クラウド）、SMS配信（クラウド）、SFA（クラウド）等を提供することで、マッチング後の取引の成約率を高め、エンドユーザー・クライアント企業双方の満足度向上を図ることができると考えております。なお、DXサービスの利用料は、原則として、月額利用料となっております。

[マatchingプラットフォームサービス一覧]

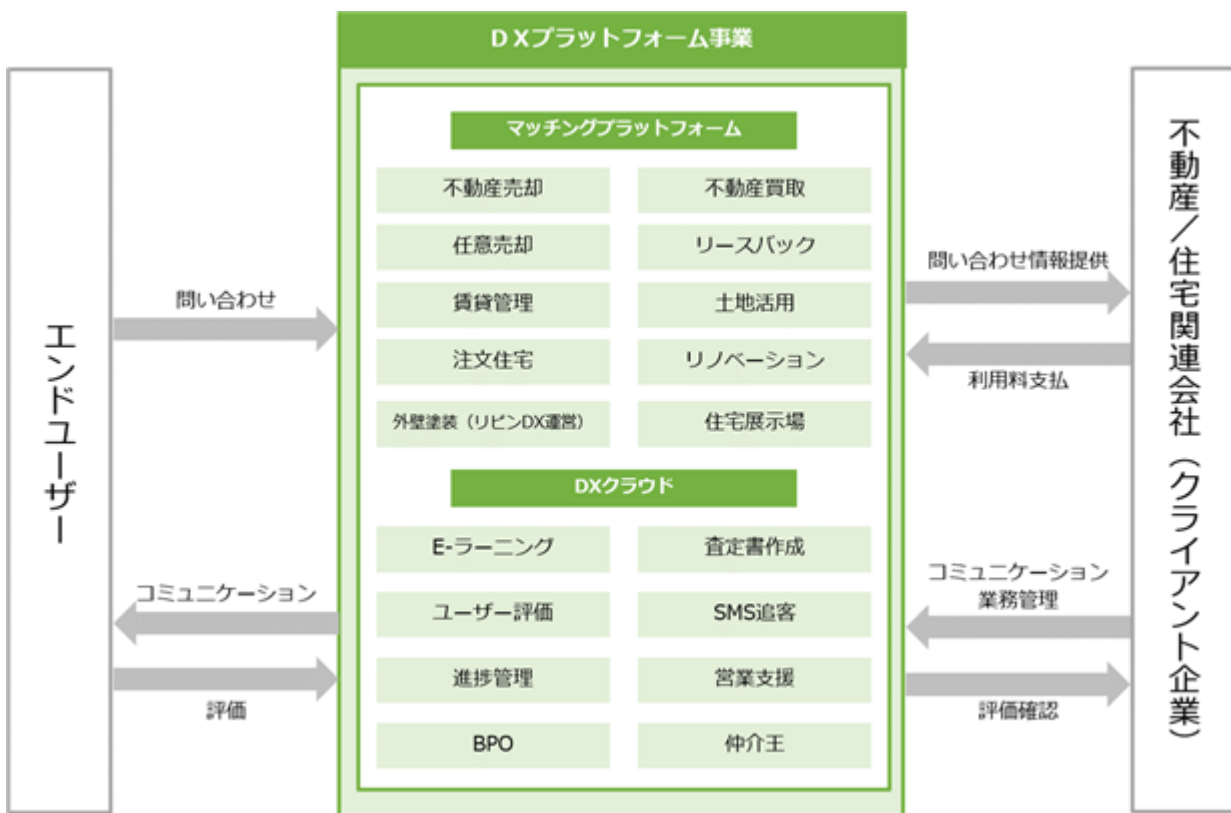
サービス	内容	利用料体系
不動産売却	不動産を売却したいエンドユーザーが、最大6社のクライアント企業に一括で査定依頼することができるサービスです。 エンドユーザーは、複数の不動産会社を比較することで、不動産をより高く売却できる買い手を探してくれる不動産会社を、手軽に見つけることが可能となっております。	反響課金 または 定額課金
土地活用	遊休地を有効活用したいエンドユーザーが、賃貸アパート建築・賃貸マンション建築・高齢者向け賃貸住宅建築・駐車場経営・戸建賃貸・資産活用の相談といった土地活用の各種プランについて、集合住宅メーカーなど複数のクライアント企業に一括で資料請求することができるサービスです。	反響課金
賃貸管理	転居予定の自宅や投資用不動産を保有しているエンドユーザーが、賃貸管理業務（入居者の募集や家賃の集金、建物の清掃や入居者フォローなど）を行ってくれる賃貸管理会社など複数のクライアント企業に一括で資料請求や家賃査定を依頼することができるサービスです。	反響課金 または 定額課金
不動産買取	不動産を売却したいエンドユーザーが、不動産会社に買い手を探してもらうのではなく、不動産会社に直接、買取ってほしい場合に、複数のクライアント企業に一括で問い合わせを行うことができるサービスです。 クライアント企業がエンドユーザーの保有する不動産の直接的な買い手となるため、上記 不動産売却と比較して、売却までの期間を短くできるメリットがあります。	反響課金
任意売却	任意売却とは、不動産所有者本人の意思により、不動産に対して抵当権を設定している債権者（銀行やカードローン会社を代表とした金融機関）や利害関係者に抵当権や差押登記などを解除してもらい、債務者である売主（不動産の所有者）と買主との間において売買契約を締結することをいいます。 このような任意売却を考えているエンドユーザーが、複数のクライアント企業に無料相談及び査定を依頼することができるサービスです。	反響課金
リノベーション	これから中古住宅を購入してリノベーションしたい、リノベーション済の住宅を探したい、住んでいる家や賃貸住宅をリノベーションしたいといった検討をしているエンドユーザーが、複数のクライアント企業に一括で資料請求することができるサービスです。	反響課金
注文住宅	注文住宅を建てたい、ハウスメーカー・工務店・設計事務所を探している等の要望を持っているエンドユーザーが、複数の建築プラン（カタログ）を一括で資料請求できるサービスです。	反響課金
リースバック	複数のリースバック提供会社を比較できるサービスです。無料で複数のリースバック提供会社に一括で問い合わせができるため、サービスの違いを簡単に比較することができます。	反響課金
外壁塗装	複数の外壁塗装の施工会社を比較できるサービスです。外壁塗装の検討者は、無料で複数の施工会社から見積価格を比較できます。一方、外壁塗装の施工会社は、外壁塗装検討者からの工事見積もり依頼（見込客）を成果に連動した料金体系で効率的に獲得することができます。	反響課金 または 成果課金
住宅展示場	実在するモデルハウスや施工物件を4K高画質で撮影し作成した、VRモデルハウスをVR内覧できるサービスです。住宅建築の検討者は、時間や場所の制限なく、住宅会社を比較検討することができます。気に入ったVRモデルハウスを出展している住宅会社へ問い合わせすることができます。	反響課金 または 定額課金

[月間平均クライアント数の推移]

該当期	月間平均クライアント数
2018年9月末	1,357
2019年9月末	1,381
2020年9月末	1,561
2021年9月末	1,808
2022年9月末	2,087
2023年9月末	2,286
2024年9月末	2,122

[事業系統図]

事業系統図は以下のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) リビンDX株式会社	東京都中央区	100,000	外壁塗装DX事業 (ぬりマッチ)	100.0	資金の援助 役員の兼任1名
株式会社仲介王	群馬県高崎市	20,000	クラウドシステムの開発・保守・運用	100.0	役員の兼任2名

- (注) 1. 当社グループは単一の報告セグメントであるため、「主要な事業の内容」欄には関係会社が行う主要な事業を記載しております。
2. 特定子会社はありません。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
DXプラットフォーム事業	102 (64)
合計	102 (64)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループはDXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については記載しておりません。

(2) 提出会社の状況

2024年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
98 (64)	32.8	3.0	5,522

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はDXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については記載しておりません。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「情報をもっと簡単、便利、快適に」をコンセプトに、情報活用の利便性を追求し、すべての人により快適なユーザーエクスペリエンス（UX）を提供すると同時に、住生活関連ビジネスのパフォーマンス向上を支えるため事業を展開しております。

上記を実現するために、新規サービスの開発、優秀な人材の確保及び育成、内部管理体制の強化に継続的に注力し、強固な事業基盤を確立することが重要であるとの考えに立脚し、ビジネスを展開しております。

(2) 経営戦略等

当社グループが今後更なる成長と発展を遂げるためには、「(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題」に記載の課題に対応していくことが経営上重要であると認識しております。

『リビンマッチ』を中心とするマッチングプラットフォームにおいては、エンドユーザー及びクライアント企業の利便性を向上させ、DXクラウドにおいては、クライアント企業向けのDXサービスの拡充に継続的に取り組むことで、エンドユーザー・クライアント企業双方にとって必要不可欠なプラットフォームとなることを目指す方針であります。

また、優秀な人材の採用・教育等を通じた営業力強化により、さらなるクライアント企業の獲得を推進し、クライアント企業のネットワークを活用して不動産取引に関連する周辺の新事業領域へ積極的に展開していく方針であります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、持続的な利益成長を目指して、継続的な事業拡大の観点から、各サービスにおける成長性や効率性の向上に取り組んでおり、「営業収益」及び「営業利益」を重要な経営指標として位置づけております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

既存サービスにおける継続的な成長

当社グループは、「DXプラットフォーム事業」として、住宅領域バーティカルメディア『リビンマッチ』を軸に不動産・住宅業界に特化したプラットフォームを提供しております。

当社グループが今後も継続的に成長していくためには、エンドユーザー及びクライアント企業のニーズを把握し、『リビンマッチ』の魅力、認知度を向上させることで、オーガニック（注）経由の集客を強化し、広告の費用対効果と利益率を向上させることが重要であると認識しております。

この課題に対応するため、当社グループではこれまでWEBマーケティングの内製化によりノウハウを蓄積してまいりました。また、今後の持続的な成長のためには、営業人員の生産性の向上、ソリューション営業力の強化等により新規クライアント数を増加させることが重要と認識しております。今後も『リビンマッチ』のコンテンツ及びサービスメニューの拡充による利便性向上等、エンドユーザー及びクライアント企業から選ばれるサービスを提供してまいります。

また、2021年にサービスを開始した『外壁塗装DX事業（ぬりマッチ）』、2022年にサービスを開始した『建築DX事業（メタ住宅展示場）』に関しましても、事業規模の拡大が急務であります。なお、『外壁塗装DX事業（ぬりマッチ）』に関しましては、子会社を設立して事業を移譲し、『リビンマッチ』に並ぶ第2の主力サービスを創出するべく、事業推進の迅速化を図っており、引き続き『リビンマッチ』で蓄積したノウハウを最大限活用し、一刻も早い認知度向上、収益拡大に努めてまいります。

（注）オーガニックとは、検索結果ページに表示されるもののうち、検索連動型広告などの広告表示を除いた、いわゆる通常の検索結果や自社コンテンツからのサイト流入をいいます。

新規サービスの開発

現在、当社グループは不動産・住宅業界に特化してDXプラットフォームサービスを提供しておりますが、当社グループのサービス提供領域以外においても、不動産テック（注）によるサービスは続々と実用化され、不動産業界全体に大きな変革をもたらしていくものと考えられます。

また、昨今の目まぐるしい技術革新により、様々な先端技術が開発され、ビジネスに活用されております。当社グループにおいても、AIなどの先端技術を研究、商品化を実現してまいります。

当社グループでは、「インターネットサービスを利用して、人々の生活に密着した手放せないサービスを提供し、世の中に必要不可欠な企業になる」という企業理念を実現し、企業価値及び株主価値の向上を目指すために、今後もエンドユーザー及びクライアント企業から支持される新規サービスを開発してまいります。

（注）不動産テックとは、テクノロジーの力によって、不動産の売買、賃貸、投資の新しい仕組みを生み出し、従来の商慣習を変えようという取り組みをいいます。

内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスクマネジメントのための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、業務改善を推進して効率化を図るとともに、事業等のリスクを適切に把握・対処し、コンプライアンスを重視した経営管理体制に重点をおくことで、経営の公平性や透明性を確保し、内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社グループは、今後の更なる事業拡大のためには、優秀な人材の確保及び当社グループの成長に応じた組織体制の強化が重要な課題であると認識しております。

人材の確保においては、中途採用及び新卒採用を実施しており、当社グループの求める資質を兼ね備えつつ、企業風土にあった人材を登用する方針であります。

また、個々の従業員・チームが最大限のパフォーマンスを発揮できるように、教育体制の整備を進め、人材の定着と能力の底上げを行っていくことで、組織体制の強化に取り組んでまいります。

システムの安定性の確保

当社グループの運営するDXプラットフォーム事業は、インターネット上でサービスを提供しているため、システムの安定稼働の確保は必要不可欠であります。このため、人員の拡充や、サーバーの増設等の設備投資を継続的に行うことで、システムの安定性の確保に努めてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは、情報活用の利便性を追求し、すべての人により快適なユーザーエクスペリエンス（UX）を提供すると同時に、住生活関連ビジネスのパフォーマンス向上を支えるため事業に邁進しております。上記を達成するため、事業やサービスを展開し、その結果は取締役会や経営会議に報告を行っています。

また、毎週1回行われている経営会議では、当社グループの中長期的な成長と持続可能性の向上を目的とした課題や方針の決定や、各部門における取り組みの横断的な検討・議論がなされております。ガバナンス体制の強化を実現するため、各種規定の整備や制度の充実に努めてまいります。詳細は、「第4 提出会社の状況 4.コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。

(2) 戦略

当社グループにおいては、人的資本に関するリスクが大きいと考えております。経験豊富な従業員の離職や、採用競争力の低下により中途採用及び新卒採用において優秀人材の確保が困難になることで、当社グループの成長に影響が生じる可能性があります。そのため、従業員に成長の機会を提供し、リスク低減に努めます。外部講座やオンライン学習サービスの活用はもちろんのこと、IT関連資格の取得援助を全社的にを行い、当連結会計年度において、IT関連有資格者が前期末比で約1.5倍に伸長しております。

また、当連結会計年度において、次世代の幹部候補の育成を目的とした幹部人材育成プロジェクトを開始しております。本プロジェクトでは、研修やワークショップを通じ、幹部候補人材の育成を行っています。

社内環境整備に関しましては、完全退社時間を定めることによる長時間労働の防止、従業員サーベイサービスの導入、内部通報制度の整備を行うことにより、健康的な働き方を推進する様々な施策を実施しております。

(3) リスク管理

当社グループのリスクの管理体制は、「リスク管理規定」を制定し、その全社的な推進や遵守の徹底を行い、体制の強化を図っております。また、経営に対して大きな影響を及ぼすリスクを予見し、迅速かつ適切に対応するため、毎週1回開催される経営会議において、検討・審議を行っています。現在、当社グループが認識しているリスクの詳細は、「第2 事業の状況 3.事業等のリスク」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社グループは、上記「(2) 戦略」に記載のとおり、各種の取組を進めておりますが、現時点で具体的な指標は設定しておりません。今後、取締役会や経営会議において人的資本及び社内環境整備に関する方針に関する指標の策定に向けた議論を行い、指標及び目標の開示を検討してまいります。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅したものではありません。

(1) 不動産・住宅業界市場の動向について

当社グループは、「DXプラットフォーム事業」として不動産・住宅業界に特化したインターネットサービスを提供しております。このため、景気の後退、大幅な金利の上昇、住宅税制の変化、その他予期せぬ要因の影響により、各種不動産取引が低迷し、不動産・住宅業界における広告出稿が大幅に減少した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 技術革新について

当社グループが運営するサービスは、インターネット関連技術を基盤としております。インターネット業界における技術革新のスピードは著しく、当社グループでは、これらの変化等に迅速に対応できるよう、最新技術への迅速な対応や情報の蓄積・分析に注力しておりますが、今後の技術革新や顧客ニーズの変化に伴い、最新技術への対応が困難となった場合、当社グループの提供するサービスが陳腐化し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合について

当社グループではITを活用した住宅領域パーティカルメディア『リビンマッチ』を運用しております。当該サービス分野は当社グループだけでなく他社も事業を展開しておりますが、新サービス開発、ブランディング等により、他社との差別化を図っております。

また、当該事業分野は多額の広告宣伝費を投下する必要があることから、一定の参入障壁はあるものと考えております。

しかしながら、競合他社との競争激化による収益力の低下や、広告宣伝費の増加等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 広告宣伝費について

当社グループが運営する住宅領域パーティカルメディア『リビンマッチ』に係わる広告宣伝費が連結営業収益に占める割合は非常に高く、当社グループの事業において、広告宣伝費は集客数・営業収益増加のための重要な投資であると認識しております。広告宣伝費の支出に関しては、広告効果を測定し、最適な広告宣伝活動を実施するように努めておりますが、各種広告媒体における広告掲載基準の変更、検索エンジンの表示結果、広告手法などにより、広告宣伝費が大きく変動する可能性があります。

当社グループでは、集客数・営業収益と広告宣伝費の費用対効果を分析することで、最適な広告宣伝活動を行っておりますが、何らかの理由により、広告宣伝費の費用対効果が悪化した場合には、集客数・営業収益の減少や、広告宣伝費の追加的な支出により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 個人情報保護について

当社グループは、当社グループサイトのエンドユーザーに関する大量の個人情報を取り扱っております。当該情報の漏洩を回避するため、「プライバシーマーク」登録証の取得・更新、社内規程、業務マニュアル等のルールの整備、社員教育の徹底等により、個人情報を保護する体制の維持に努めておりますが、万一、個人情報の流出が発生した場合、社会的信用の失墜や当該事象に起因する多額の経費発生等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制について

当社グループのインターネットサービスにおいては各種法的規制を受けており、具体的には、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」、「電気通信事業法」等といった法的規制の対象となっております。

当社グループでは、当該規制に対して、遵守体制の整備・強化、社員教育、顧問弁護士との定期的な情報交換等の対応を行っておりますが、今後、新たな法令等の制定や、既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、その内容によっては当社グループの事業が制約を受けたり、新たな対応が必要になったりする可能性があり、そのような場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 公序良俗に違反する広告及びサイトに対する対応について

当社グループが運営するサービスは、数多くの広告媒体及びアドネットワークを含む広告代理店（以下「広告媒体等」という。）へ広告の掲載を委託しており、広告の内容や広告のリンク先については広告媒体等の裁量に任せられる部分が多く、公序良俗に反する広告が掲載されてしまう可能性があります。当社グループといたしましては、広告媒体等との取引開始時における審査の実施や社内にて広告掲載基準を設定するなど、広告及びリンク先のサイトの内容についての管理を実施しております。また、当社グループの社員が既に掲載されている広告及び広告のリンク先サイトを定期的に巡回し、広告掲載基準の遵守状況を監視しております。広告掲載基準に違反する行為が発見された場合には、警告や契約解除などの措置をとっております。

しかしながら、広告媒体等が公序良俗に反する広告や商品・サービスの提供を当社グループの意図に反して継続することにより、当社グループの提供するサービスや当社グループのアカウントがGoogle LLCやLINEヤフー株式会社等の運営する大手広告媒体より削除された場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 知的財産権の管理について

当社グループは、運営するインターネットサービスに関する知的財産権の獲得に努めております。また、第三者の知的財産権の侵害を防ぐ体制としては、当社グループの管理部門及び顧問弁護士等による事前調査を行っております。

当連結会計年度末現在において、当社グループでは第三者の知的財産権を侵害していないものと認識しておりますが、当社グループの事業分野における知的財産権の現状を完全に把握することは困難であり、万一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、損害賠償請求や差止請求等を受ける可能性があります。また、当社グループが保有する知的財産権について、第三者により侵害される可能性があるほか、当社グループが保有する知的財産の権利化が困難な場合もあります。こうした場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) システム障害について

当社グループの事業はインターネット環境において行われており、サービスの安定運用のために適切なセキュリティ対策を実施しております。しかしながら、アクセス数の突発的な増加、人的ミス、コンピュータウィルス、第三者によるサーバーやシステムへのサイバー攻撃、自然災害等の様々な要因により、当社グループの想定範囲を超えるシステム障害等が発生した場合には、当社グループの事業活動に支障が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 新規事業への取り組みについて

当社グループでは、事業展開の対象領域としている不動産・住宅業界において、事業規模の拡大と収益源の多様化を目的として、新規サービスの提供や新規事業開発を検討しております。

これにより、人材採用、広告宣伝費、システム投資等の新たな費用が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、新規サービスの提供や、新規事業開発が計画通りに進まない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 経営管理体制について

内部管理体制の整備について

当社グループは、企業価値を継続的かつ安定的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するとともに、適切な内部管理体制の整備が必要不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な整備・運用、更に法令・定款・社内規程等の遵守を徹底しておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の整備が追いつかない場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

小規模組織における管理体制について

当社グループは小規模な組織であり、当連結会計年度末現在の内部管理体制もこの規模に応じたものとなっております。当社グループでは今後の事業拡大に対応すべく人員増強等によりさらなる組織力の充実を図ってまいりますが、事業の拡大に応じた組織整備や内部管理体制の拡充が順調に進まなかった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の採用、育成及び定着について

当社グループでは、優秀な人材の確保、育成及び定着は、今後の継続的な成長を実現させるための重要課題であると認識しております。このため、積極的な採用活動を通じ、優秀な人材を確保するとともに、社内研修や人事制度の改善、福利厚生等の拡充等により、人材の育成や定着率の向上を図っておりますが、当社グループが求める人材を計画通りに確保できなかった場合、採用・育成した人材が当社グループの事業に寄与しなかった場合、優秀な人材が社外に流出した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である川合大無氏は当社の創業者であり、創業以来代表者を務めております。同氏は、DXプラットフォーム事業に関連する豊富な経験と知識を有しており、当社グループの経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループでは取締役会や定例の経営会議において、役員及び幹部社員との情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を行うことが困難となった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンス体制について

当社グループでは、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのため、コンプライアンスに関する社内規程を策定し、全役員及び全従業員を対象として社内研修を実施し、周知徹底を図っております。併せて、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。

しかしながら、今後、万一役職員の不正や不法行為が発生した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社グループの取締役及び従業員等に対するインセンティブを目的として、新株予約権（ストック・オプション）を付与しております。今後、これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本書提出日の前月末現在におけるこれらの新株予約権による潜在株式数は1,896株であり、発行済株式総数1,343,588株の0.1%に相当しております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は、次のとおりであります。

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析の記載はしていません。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

（1）経営成績

当社グループは、『情報をもっと簡単、便利、快適に』をコンセプトに、情報活用の利便性を追求し、すべての人により快適なユーザーエクスペリエンス（UX）を提供すると同時に、住生活関連ビジネスのパフォーマンス向上を支えるための事業を展開しております。

当連結会計年度における当社グループを取り巻く情報サービス産業においては、民間企業のみならず、政府・官公庁においてもIT投資需要は継続しており、社会全体としてITの利活用の流れが一層増加しています。特に、デジタルトランスフォーメーション（DX）化の投資意欲は旺盛になっており、今後もこの流れは堅調に推移することが期待されます。

このような状況の下、当社グループは、2024年9月期において、中長期的な成長を見据え、積極的に投資を行いました。主な投資項目は、新規事業・M&A・人的資本であります。2023年11月には、『リビンマッチ』に次ぐ第2の主力事業創出のため、『外壁塗装DX事業（ぬりマッチ）』を分社化し、リビンDX株式会社を設立、組織の機動力及び事業の推進力の向上を図るとともに、人員拡充及び機械学習を活用し、最適な広告運用を可能とするための広告費投下等を通じて投資を重点的に実行してまいりました。

また、2023年12月20日には、グループ内での連携を通じて、今後革新的なサービスを開発していくこと、並びに、当社グループのDXクラウドサービスラインナップの拡充の足掛かりとすることを目的として、不動産業向けシステム開発会社である株式会社仲介王の発行済み全株式（自己株式を除く。）を取得し、子会社化しております。

人的資本への投資の結果につきましては、当期において正社員は19名純増し、グループ経営や人材育成プロジェクト等を通じて、幹部人材の育成、社員のデジタル人材化が順調に進捗しております。

当社グループは、『リビンマッチ』に加え、『外壁塗装DX事業（ぬりマッチ）』や『建築DX事業（メタ住宅展示場）』といった新規事業をさらに成長させていくことで、企業価値・株主価値の向上に努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、営業収益3,570,151千円、営業利益207,037千円、経常利益209,075千円、親会社株主に帰属する当期純利益114,018千円となりました。

なお、当社グループは、DXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

事業の名称	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
D Xプラットフォーム事業	3,570,151	-
合計	3,570,151	-

- (注) 1. 当社グループの事業区分は「D Xプラットフォーム事業」の単一セグメントであります。
 2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。
 3. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前期比は記載しておりません。

(2) 財政状態

(資産)

当連結会計年度末における総資産は3,400,633千円となりました。主な内訳は、現金及び預金1,904,406千円、売掛金569,533千円、投資有価証券686,918千円であります。

(負債)

当連結会計年度末における負債は1,850,706千円となりました。主な内訳は、1年内返済予定の長期借入金331,438千円、未払金247,647千円、長期借入金1,002,669千円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は1,549,927千円となりました。主な内訳は、利益剰余金1,192,440千円であります。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、1,871,001千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果獲得した資金は103,327千円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益224,739千円、売上債権の減少額25,229千円、未払金の増加額13,901千円があった一方で、法人税等の支払額170,157千円があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は509,744千円となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出451,889千円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出44,315千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果獲得した資金は1,169,298千円となりました。これは主に、長期借入金の借入による収入1,400,000千円があった一方、長期借入金の返済による支出230,702千円があったことによるものです。

(4) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を合理的に勘案し判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの事業に重要な影響を与える要因の詳細につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループが今後も持続的な成長を続けていくためには、経営者は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載された課題等に対応していくことが重要であると認識しております。これらの課題等に対応するため、外部環境・内部環境の変化に応じて適時に関連する情報の入手・分析を行い、現在及び将来の事業環境を確認し、継続的な改善策を実施していく方針であります。

資本の財源及び資金の流動性について

当社グループは、事業の持続的な成長のため、営業活動によるキャッシュ・フローを源泉とした自己資金を中心に『リビンマッチ』及び『ぬりマッチ』に積極的投資を行っております。当連結会計年度においては、将来の持続的成長のために長期資金を確保し、財務基盤のより一層の安定を図る目的で、長期借入金14億円を調達いたしました。当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローの資金供給力と現金及び現金同等物の期末残高は、ともに当面の資金需要を賄うのに十分な水準であることから、資金の流動性は確保されているものと判断しております。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、実施した設備投資等の総額は13,252千円であり、その主なものはソフトウェアの増加であります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社グループは、DXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

なお、当社グループは、DXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略しております。

(1) 提出会社

2024年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (東京都中央区)	本社事務所	3,603	3,112	-	23,346	30,062	80(4)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人数を()外数で記載しております。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェアであります。

3. 上記の他、主要な賃借設備の内容は下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都中央区)	本社事務所	683.57	33,994
本社第2オフィス (東京都中央区)	事務所	359.04	18,331
大阪オフィス (大阪府大阪市中央区)	事務所	102.91	5,827
福山オフィス (広島県福山市)	事務所	34.87	1,012
福岡オフィス (福岡県福岡市博多区)	事務所	72.57	3,864

(2) 国内子会社

2024年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	その他	合計	
株式会社仲介王 (群馬県高崎市)	本社事務所	207	0	10,500 (83.75)	0	10,708	4(-)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人数を()外数で記載しております。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェアであります。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年12月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,343,588	1,343,588	東京証券取引所 (グロース市場)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,343,588	1,343,588	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2024年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

a. 第3回新株予約権（2016年9月26日臨時株主総会決議）

決議年月日	2016年9月26日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員	6（注）4．
	社外協力者	2（注）4．
新株予約権の数（個）	2（注）1．	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 800（注）1．	
新株予約権の行使時の払込金額（円）	40（注）2．	
新株予約権の行使期間	自 2018年9月27日 至 2026年9月26日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格	40
	資本組入額	20
新株予約権の行使の条件	（注）3．	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5．	

当事業年度の末日（2024年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在における記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 従業員の取締役就任及び付与対象者の権利行使等により、当事業年度末現在においては、「付与対象者の区分及び人数」は、社外協力者1名となっております。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、募集新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

募集新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

募集新株予約権の取得事由に準じて決定する。

b. 第4回新株予約権（2018年5月23日臨時株主総会決議）

決議年月日	2018年5月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（監査等委員である者を除く。）2（注）4． 当社取締役（監査等委員）3（注）4． 当社従業員50（注）4．
新株予約権の数（個）	104（注）1．
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 416（注）1．
新株予約権の行使時の払込金額（円）	693（注）2．
新株予約権の行使期間	自 2020年5月24日 至 2028年5月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 693 資本組入額 347
新株予約権の行使の条件	（注）3．
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5．

当事業年度の末日（2024年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在における記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4．付与対象者の権利行使及び退職による権利の喪失等により、当事業年度末現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員2名となっております。

5．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、募集新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

募集新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

募集新株予約権の取得事由に準じて決定する。

c. 第5回新株予約権（2018年5月23日臨時株主総会決議）

決議年月日	2018年5月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 3（注）4.
新株予約権の数（個）	170（注）1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 680（注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	693（注）2.
新株予約権の行使期間	自 2020年5月24日 至 2028年5月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 693 資本組入額 347
新株予約権の行使の条件	（注）3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5.

当事業年度の末日（2024年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在における記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 付与対象者の取締役就任及び権利行使により、当事業年度末現在においては、「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役（監査等委員）1名、社外協力者1名となっております。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、募集新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

募集新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

募集新株予約権の取得事由に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2019年10月1日～ 2020年9月30日 (注)	6,412	1,340,012	915	193,447	915	162,447
2020年10月1日～ 2021年9月30日 (注)	2,232	1,342,244	381	193,829	381	162,829
2021年10月1日～ 2022年9月30日 (注)	1,244	1,343,488	431	194,260	431	163,260
2022年10月1日～ 2023年9月30日 (注)	100	1,343,588	34	194,295	34	163,295

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2024年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	1	13	8	10	2	496	530	-
所有株式数 (単元)	-	2	1,098	4,052	914	5	7,351	13,422	1,388
所有株式数 の割合 (%)	-	0.01	8.18	30.19	6.81	0.04	54.77	100	-

(注) 自己株式22株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
川合 大無	東京都中央区	547,700	40.76
川合商会株式会社	東京都中央区日本橋人形町3丁目6-8 人形町共同ビル7F	400,000	29.77
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NEW YORK 10286 U.S.A. (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 決 済事業部)	88,000	6.54
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	56,500	4.20
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	38,292	2.85
山田 雄太	東京都江戸川区	31,300	2.32
今 秀信	奈良県奈良市	10,000	0.74
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号	4,900	0.36
鉢嶺 登	東京都港区	4,800	0.35
山田 美樹	東京都江戸川区	3,300	0.24
計	-	1,184,792	88.18

(注) 川合商会株式会社は、当社代表取締役である川合大無が株式を保有する資産管理会社です。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,342,200	13,422	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式であり、単 元株式数は100株です。
単元未満株式	普通株式 1,388	-	-
発行済株式総数	1,343,588	-	-
総株主の議決権	-	13,422	-

(注) 単元未満株式の普通株式には、当社保有の自己株式22株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	22	-	22	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、現在当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、現時点において配当の実施及びその時期等については未定であります。将来的には、財政状態、経営成績、事業計画等を勘案し、株主への利益還元策を決定していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としております。当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「情報をもっと簡単、便利、快適に」をコンセプトに、情報活用の利便性を追求し、すべての人により快適なユーザーエクスペリエンス（UX）を提供すると同時に、住生活関連ビジネスのパフォーマンス向上を支え、継続的に成長していくためには、各ステークホルダーから継続的な信頼を得ることが重要であると認識しております。

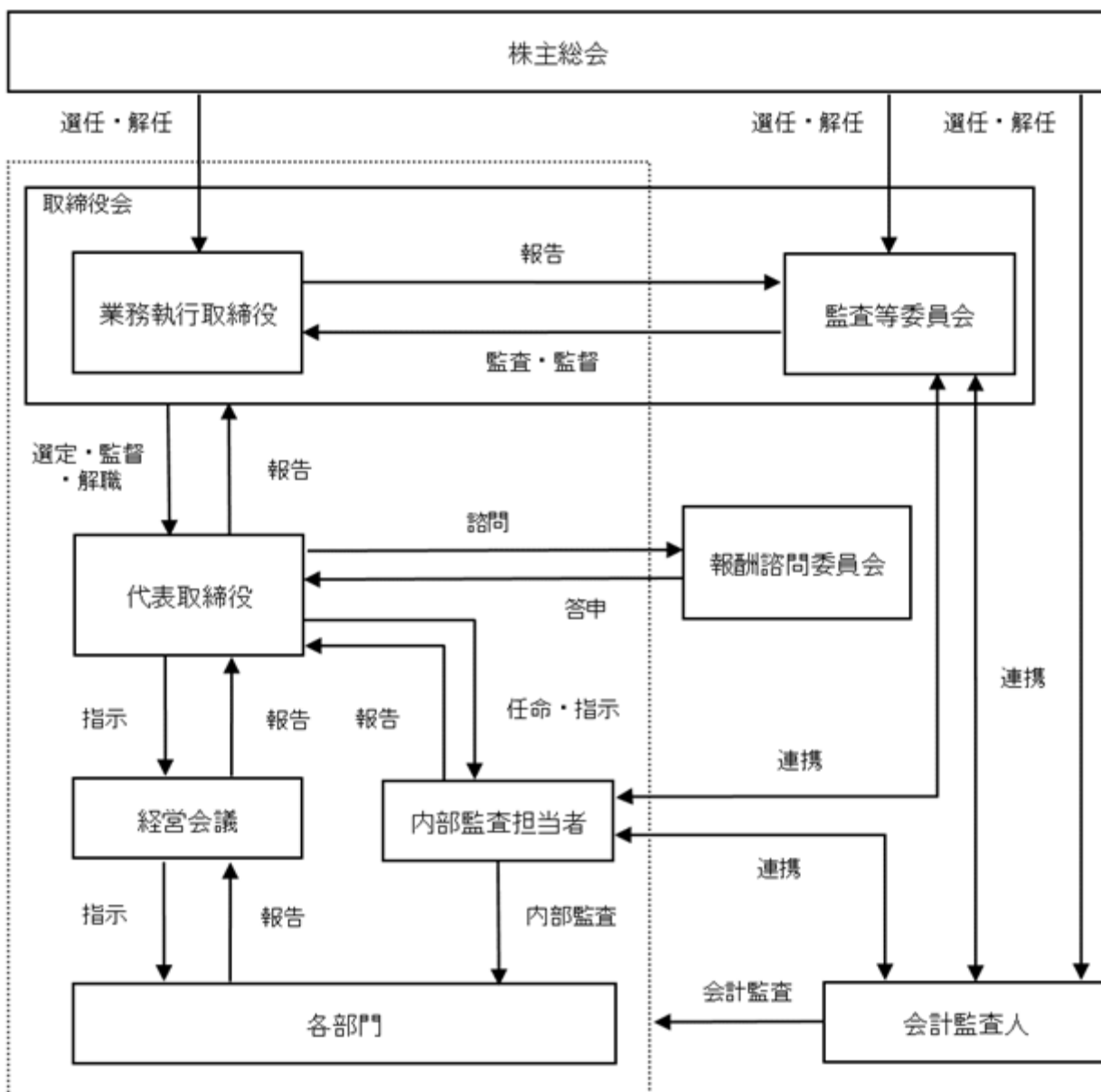
また、内部統制を基にした管理を徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、積極的かつ迅速な情報開示による透明性・健全性の向上と、市場の変化、経営環境の変化に対応できるような組織体制の継続的な強化・改善に努めております。

なお、当社は2017年5月12日開催の臨時株主総会決議により、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、社外取締役の機能を活用することを目的として、監査等委員会設置会社制度を導入しております。

企業統治の体制

当社の企業統治体制の概要

当社の企業統治体制の概要図及び各機関の内容については以下のとおりです。



a. 取締役及び取締役会

2024年12月26日現在、当社の取締役会は、取締役6名により構成されており、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ確かな意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会では、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。取締役のうち3名は監査等委員で、3名全員が社外取締役であり、独立性のある監督体制を整備しております。

なお、取締役会の構成員の役職名及び氏名は以下のとおりです。

議長： 代表取締役社長 川合大無

構成員： 取締役（監査等委員である者を除く。） 伊藤彰孝、小林翔太郎

監査等委員である取締役 井田英明、長富一勲、大下徹朗

当事業年度において、当社は取締役会を計14回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
川合 大無	14	14
小櫻 耕一	4	4
金木 宏之	4	4
伊藤 彰孝	10	10
小林 翔太郎	10	10
井田 英明	14	14
長富 一勲	14	14
大下 徹朗	14	14

- (注) 1. 小櫻耕一氏、金木宏之氏は、2023年12月25日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
2. 伊藤彰孝氏、小林翔太郎氏は、2023年12月25日開催の定時株主総会において取締役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
3. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

取締役会における具体的な検討内容は、当社の経営の基本方針、法令で定められた事項、経営に関する重要な事項の決定や判断、業績報告等であります。

b. 監査等委員会及び監査等委員である取締役

2024年12月26日現在、当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名の3名により構成されており、3名全員が社外取締役であります。

2017年5月12日開催の第1回監査等委員会において、「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査等基準」等を制定し、また常勤の監査等委員及び監査等委員会委員長を選定し、法令・定款の定めにより、監査等委員会としての監査・監督を行っております。定例の監査等委員会は、原則、毎月1回、定例の取締役会開催日に開催され、必要な事項の協議・決定を行っております。

なお、監査等委員会の構成員の役職名及び氏名は以下のとおりです。

議長： 常勤監査等委員 井田英明

構成員： 非常勤監査等委員 長富一勲、大下徹朗

c. 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役、常勤取締役（監査等委員である者を除く。）、執行役員及び部長により構成されており、経営に関する重要事項の討議の他、当社運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策の検討の場として、毎週1回開催されております。

なお、経営会議の構成員の役職名及び氏名（執行役員及び部長を除く。）は以下のとおりです。

議長： 代表取締役社長 川合大無

構成員： 常勤取締役（監査等委員である者を除く。） 伊藤彰孝、小林翔太郎

その他、必要に応じて議長は監査等委員及び従業員をオブザーバーとして招集できる体制となっております。

d . 報酬諮問委員会

当社では、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬政策・制度並びに報酬の決定に関する透明性・客観性を担保することを目的に、代表取締役の任意の諮問機関として、報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会では、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬に関する諸提案を検討し、その適法性・妥当性に関する助言を行っており、原則として年1回開催しております。

なお、報酬諮問委員会の構成員の役職名及び氏名は以下のとおりです。

議長： 代表取締役社長 川合大無

構成員： 監査等委員である取締役 井田英明、長富一勲

e . 内部監査

当社は独立した内部監査室は設置していませんが、管理部門に所属する者が内部監査を実施しております。管理部門が被監査部門となる場合は、代表取締役の承認を得て管理部門以外の部門に属する者が内部監査を実施しております。また、監査の有効性を高めるため、内部監査担当者は、常勤監査等委員と連携した監査を実施しております。

f . 会計監査人

当社は、東邦監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

当該企業統治体制を採用する理由

当社は、環境変化に適応した迅速な意思決定を図り、かつ経営の透明性・健全性を確保するために有効であると判断し、上記の企業統治体制を採用しております。また、外部の中立かつ客観的な立場から経営を監視・監督することが重要であると認識しており、高度な人格と、豊富な経験及び専門知識を有している社外取締役を選任しております。

内部統制システムの整備状況

当社及び子会社の経営戦略や事業目的は、法令に則り機動的かつ組織的に遂行されなくてはならないと考えており、当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

なお、以下に掲げる事項は、グループとして随時整備・構築し、運用してまいります。

a . 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

- ・ 取締役及び使用人がコンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行うため、コンプライアンス管理規程を制定し、その周知徹底を図ります。
- ・ 代表取締役直轄の内部監査担当者を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査等委員に報告します。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築、運用します。
- ・ 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応するため、反社会的勢力対策規程を制定し、その周知徹底を図ります。
- ・ 取締役会は、法令や諸規則に基づく適法性及び経営判断に関する妥当性を確保するべく、業務執行の決定と取締役の監督を行います。
- ・ 監査等委員会は、独立した立場から法令が定める権限を行使し、取締役の職務執行を監督・監査します。
- ・ 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、処罰の対象とします。

b . 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務執行に係る文書及び情報については、文書管理規程及び情報セキュリティ管理規則に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行います。
- ・ 取締役及び監査等委員は、必要に応じて上記の文書等を閲覧できるものとします。

- c. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握、評価及び管理し、統合的にリスク管理を行うことでリスクの顕在化の防止、損失の最小化を図ります。
 - ・不測の事態が発生した場合には、管理部門を管掌する取締役を対応責任者とし、リスクの内容に応じて顧問弁護士や外部の専門機関等と連携して、損失を最小限に抑えるため、迅速かつ適切に対応します。
 - ・経営全般に係るリスク管理を行うために、リスク管理規程、コンプライアンス管理規程を定め、内部監査担当者により、それぞれ規程の整備、運用状況の確認を行います。
 - ・代表取締役、常勤取締役（監査等委員である者を除く。）、執行役員及び部長で構成する経営会議により、コンプライアンス、リスクマネジメント、情報セキュリティについて検討することにより、迅速な危機管理体制を構築できるように努めます。
- d. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、毎月1回の定時開催及び必要に応じて随時開催します。
 - ・取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的かつ迅速に職務を執行します。
 - ・業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等、各種社内規程を定めることにより、責任の範囲及び権限を明確化し、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保します。
- e. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・当社グループ全てにおいて当社のコンプライアンス管理規程およびリスク管理体制を適用し、当社グループの取締役および従業員に対して周知徹底を図ります。
 - ・関係会社管理規程により子会社経営の管理を行うとともに、必要に応じて当社から取締役及び従業員を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行っております。
 - ・グループ会社の取締役から、職務の執行に係る事項について、当社へ定期的に報告を受けております。
- f. 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項
- ・監査等委員である取締役は、監査等委員である取締役を補助すべき使用人を置くことを、取締役会に求めることができます。
 - ・監査等委員である取締役を補助すべき使用人は、監査等委員である取締役の指揮命令に服し、取締役（監査等委員である者を除く。）の指揮命令系統から独立しております。
 - ・監査等委員である取締役を補助すべき使用人の人事に関しては、監査等委員会の同意を必要としております。
- g. 当社グループの取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制その他監査等委員である取締役への報告に関する体制
- ・取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、法令に違反する事実、会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実等を発見したときには、監査等委員である取締役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告するものとします。
 - ・取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、監査等委員である取締役の要請に応じ、速やかに職務執行の状況等を報告するものとします。
 - ・監査等委員への報告を行った取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。
- h. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかにこれに応じるものとします。

- i. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保する体制
- ・ 監査等委員である取締役は、定期的に代表取締役と意見交換を行います。また、必要に応じて他の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行います。
 - ・ 監査等委員である取締役は、社内の重要会議に出席し、意見を述べるができるものとします。また、必要に応じて、監査法人や弁護士などの外部の専門家と意見交換を行い、助力を得ることができるものとします。
 - ・ 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当者と、会社の監査に関して定期的に意見交換を行うなどして緊密な連携を図ります。
- j. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 財務報告に係る内部統制の役割の重要性を強く認識し、信頼性のある財務報告を行うのに必要な知識、技術を有する使用人を配置します。
 - ・ 会計基準その他の法令を遵守し、経理規程等を整備して適切な会計処理を行うとともに、一般に公正妥当と認められる基準に従い、内部統制の整備、運用の評価を定期的実施し、業務改善を継続的にを行います。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、市場、情報セキュリティ、環境、労務、サービスの品質・安全等さまざまな事業運営上のリスクについて、リスク管理規程を制定し、リスクに対する基本的な方針や管理方法を明確にすることにより、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また、外部の顧問弁護士等の専門家を通報窓口とする内部通報制度を制定し、法令違反や不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることで、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

取締役の責任免除

当社は、職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。この定款の定めに基づき、当社と、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額としております。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする旨を定款に定めております。

当事業年末現在において会計監査人との間に責任限定契約は締結しておりません。

役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は5名以内、監査等委員である取締役は3名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う（ただし、選任は監査等委員で

ある取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う)旨を定款に定めております。なお、累積投票制度は採用して
おりません。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除
き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等
を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる
株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数を
もって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株
主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	川合 大無	1975年7月26日生	1998年4月 ニチモウ株式会社入社 2000年7月 バリューコマース株式会社入社 2003年2月 株式会社サイバーエージェント入社 2004年1月 当社設立 代表取締役社長就任(現任) 2023年11月 リビンDX株式会社 取締役就任(現任) 2023年12月 株式会社仲介王 取締役就任(現任)	(注)3	947 (注)5
取締役 開発部 部長	伊藤 彰孝	1974年6月8日生	1997年4月 データイースト株式会社入社 1998年1月 株式会社セガ・エンタープライゼス(現株式会社セガ)転籍 2001年10月 株式会社ソニー・コンピューターエンタテインメント(現株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント)入社 2007年4月 株式会社ベネッセ・コーポレーション入社 2022年9月 当社入社 開発部 部長就任 2023年12月 当社 取締役開発部 部長就任(現任) 2023年12月 株式会社仲介王 取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役 管理部 部長	小林 翔太郎	1988年7月12日生	2012年10月 株式会社ホームアドバイザー(現株式会社くふう住まい)入社 2016年5月 当社入社 2020年8月 株式会社WARC入社 2020年12月 株式会社ミナカラ入社 2022年1月 株式会社キッズスター入社 2023年12月 当社入社 当社 取締役就任 2024年1月 当社 取締役管理部 部長就任(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	井田 英明	1971年7月10日生	1995年9月 天馬株式会社入社 1999年1月 日本生命保険相互会社入社 2002年10月 伊藤忠ファイナンス株式会社入社 2003年11月 株式会社ドリームインキュベータ入社 2009年5月 株式会社ぐるなび入社 2014年7月 株式会社BOOKWELL設立 代表取締役就任(現任) 2019年11月 株式会社セラク 社外取締役就任 2020年12月 当社 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	長富 一勲	1978年4月3日生	2005年12月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2011年4月 株式会社AGSコンサルティング入社 2014年7月 長富一勲公認会計士事務所設立 所長(現任) 2017年5月 当社 取締役(監査等委員)就任(現任) 2017年6月 株式会社アйдママーケティングコミュニケーション 取締役就任(現任)	(注)4	0
取締役 (監査等委員)	大下 徹朗	1976年6月29日生	1999年10月 株式会社サイバーエージェント入社 2005年7月 同社インターネット広告事業本部統括 2010年10月 株式会社サイバーエージェント・キャピタル 取締役就任 2013年11月 株式会社スペイシーズ 取締役COO就任 2014年5月 ミイル株式会社 代表取締役就任 2016年7月 株式会社アイスタイル ブランドパートナー本部長 2019年4月 株式会社パーソル総合研究所 執行役員 2019年12月 当社 取締役(監査等委員)就任(現任) 2021年1月 スマートニュース株式会社 入社(現職) 2023年11月 TT&Partners合同会社 代表社員就任(現任)	(注)4	-
計					948

(注)1. 井田英明、長富一勲、大下徹朗は社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。

委員長 井田英明、委員 長富一勲、委員 大下徹朗

なお、井田英明は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査等委員会による監査の実効性・効率性を高めるためであります。

3. 取締役の任期は、2024年12月25日開催の定時株主総会終結の時から、2025年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 取締役(監査等委員)の任期は、2024年12月25日開催の定時株主総会終結の時から、2026年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 代表取締役社長川合大無の所有株式数は、同氏の資産管理会社である川合商会株式会社が所有する株式数を含んであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名であり、全員が監査等委員である取締役として選任されております。社外取締役・常勤監査等委員の井田英明、社外取締役・監査等委員の長富一勲及び社外取締役・監査等委員の天下徹朗と当社の関係については、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役を選任するための独立性に関する基本方針は定めておりませんが、豊富な知識や経験に基づく客観的な視点を有する者であること等を重視し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役の選任に努めております。

社外取締役・常勤監査等委員及び社外取締役・監査等委員の選任理由について、社外取締役・常勤監査等委員の井田英明は長年にわたるベンチャー企業の成長支援、資本政策などを含む経営コンサルティング業務に多く携わり、かつ経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを当社における監査・監督に活かすことが期待できます。社外取締役・監査等委員の長富一勲は公認会計士であり、企業会計・監査・開示などの業務における高度な識見、経験等を当社における監査・監督に活かしております。社外取締役・監査等委員の天下徹朗は、インターネット業界における事業責任者や経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを当社における監査・監督に活かすことが期待できます。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役である監査等委員3名は、取締役会へ出席し、それぞれの専門的な知識や経験等から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、自ら適切に議決権を行使しております。また、各監査等委員は、監査等委員会で定めた監査の基本方針・監査計画に従い、必要に応じて経営会議への出席や重要な決裁書類等の閲覧及び内部監査部門の報告や関係者への聴取などにより、取締役の業務執行及び内部統制の監査を実施しております。

監査等委員会と内部監査人及び会計監査人は、それぞれの監査計画、監査結果を共有し、情報共有を図っております。また、会計監査人による監査報告の場や内部統制評価等を通じて情報交換する場を設けて、監査の有効性と効率性の向上を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名の3名により構成されており、3名全員が社外取締役であります。原則、毎月1回の監査等委員会を開催し、監査内容の共有を図っております。

各監査等委員は、取締役会への出席のほか、監査等委員会で定めた監査の基本方針・監査計画に従い、必要に応じて経営会議への出席や重要な決裁書類等の閲覧及び内部監査結果の報告や関係者の聴取などにより、取締役の業務執行及び内部統制についての監査を実施しております。

当事業年度において当社は監査等委員会を14回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
井田英明	14	14
長富一勲	14	14
天下徹朗	14	14

監査等委員会における具体的な検討内容・活動状況としては、監査の基本方針・監査計画・監査分担・監査費用の決定、監査報告の作成、会計監査人の選解任に関する事項、常勤監査等委員の監査進捗状況報告等でありませぬ。

常勤監査等委員は、経営会議をはじめ社内の重要な各会議に出席しております。また、監査等委員会で定めた監査の基本方針・監査計画・監査分担等に従い、代表取締役との定期的な意見交換や各取締役及び従業員への業務監査や聴取を通じて、意思疎通を図っております。内部監査担当者とは、監査結果の共有や必要に応じて情報交換および意見交換を行い、連携を強化しております。

内部監査の状況

a. 内部監査の組織、人員及び手続

当社は現時点において小規模な組織体制であるため、独立した内部監査室は設けておらず、管理部門に所属する者が内部監査を実施しております。管理部門が被監査部門となる場合は、代表取締役の承認を得て管理部門以外の部門に属する者が内部監査を実施しております。当社の内部監査は、各部門の分掌業務が会社の経営方針、法令・定款及び諸規程に従い、適正かつ合理的に為されているか否かを監査することにより、業務活動の正常な運営と改善向上を図り、経営効率・効果の増進に資することを基本方針としております。内部監査の結果については、代表取締役に報告するとともに各部門へ改善指示を周知し、フォローアップに努めております。

b. 内部監査、監査等委員会監査と会計監査の相互連携

当社の監査体制は、内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査人による会計監査の3つを基本としております。

監査等委員会と会計監査人は、定期的な会合を持ち、相互の監査計画の交換及び監査結果等について説明、報告を行い、監査の品質向上を図っております。

監査等委員会と内部監査人は、財務報告を含む業務の適正性や効率性、法令上の内部統制への対応等について報告、意見交換を行い、経営全般について連携して監査を実施しております。

内部監査人と会計監査人は、会計監査人から監査等委員会へ監査報告をする場に内部監査人が同席し、会計監査人から指摘を受けた事項について内部監査人がそのフォローをするなど、内部監査を効率的・効果的に実施するために、コミュニケーションを深めております。また、会計監査人の監査報告の場以外においても、会計監査人の期中監査時に、内部監査人と監査等委員会の三者が合同で意見交換する場を設けており、適宜、情報交換を行うことで連携を保つこととしております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

東邦監査法人

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員・業務執行社員 石井克昌

指定社員・業務執行社員 小山雄司

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務にかかる補助者の構成は、公認会計士7名であります。

e. 監査法人の選定理由と方針

監査等委員会は、監査法人の選定について、専門性、独立性、品質管理体制などの様々な観点から評価し、候補の決定を行っており、東邦監査法人は、これらの選定方針に合致し、適切な監査が実施できるものと判断したため選定しております。会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、選任された監査法人の業務、独立性、資格要件及び適性について継続的に評価を行っており、監査法人による会計監査は、適正に実施されていることを確認しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第19期 EY新日本有限責任監査法人

第20期 東邦監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の氏名又は名称

選任する監査公認会計士等の氏名又は名称

東邦監査法人

退任する監査公認会計士等の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当該異動の年月日

2022年12月23日(第19期定時株主総会開催日)

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2016年5月25日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近 3 年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、2022年12月23日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりました。

現在の会計監査人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えておりますが、当社の事業規模に見合った監査対応と監査費用の相当性を総合的に検討した結果、東邦監査法人を新たな会計監査人として選任いたしました。

(6) 上記 (5) の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見は無い旨の回答を得ております。

監査等委員会の意見

妥当であるとの回答を得ております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
18,000	-

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	22,500	-
連結子会社	-	-
計	22,500	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a . を除く)
 該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
 該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、監査等委員会において適切と判断して同意できる水準であることを基本的な方針としております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、公正かつ透明性の高い手続きを確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るために、代表取締役社長（川合大無氏）及び監査等委員である社外取締役2名（井田英明氏、長富一勲氏）より構成される報酬諮問委員会を設置しており、取締役（監査等委員を除く。）の報酬額については、株主総会で承認された総額の範囲内で報酬諮問委員会における審議を経たうえで取締役会において決定しております。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その報酬額は役位、役割、貢献度等に応じて、業容の変化や報酬水準の情勢等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、毎年一定の時期に、業績及び貢献度を考慮して支給の有無を決定し、支給する場合には、その他、役位、役割、業容の変化や報酬水準の情勢等をも考慮しながら、総合的に勘案して支給額を決定しております。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、中期的な業容拡大と企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、新株予約権及び時価発行新株予約権信託等を用いることにより、当社への貢献度に応じて、都度定める新株予約権の交付ガイドラインに従って新株予約権を分配しております。

d. 報酬等の割合に関する方針

報酬等の割合については（業績連動報酬等を除く）、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、決定しております。なお、業績連動報酬等は、業績が計画を大幅に上回った場合、取締役個人の貢献度が著しく高い場合に限り支給することがあるものとし、支給する場合の報酬割合については、業績及び貢献度等を総合的に勘案の上、上記の決定方針に準じて、決定しております。

e. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき報酬諮問委員会がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬等の評価配分としております。報酬諮問委員会の委員は、代表取締役社長（川合大無氏）及び監査等委員である社外取締役2名（井田英明氏、長富一勲氏）より構成されており、当社全体の業績を俯瞰しつつ、社外取締役である委員の客観的な視点も取り入れて適切な判断が可能であると考えております。

なお、非金銭報酬等は、取締役会で取締役個人別の割当数を決議しております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査等委員である取締役の協議により、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況等を考慮して決定しております。

取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬限度額は、2018年12月27日開催の第15期定時株主総会において、年額250,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時における取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は3名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年12月20日開催の第16期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時における監査等委員である取締役の員数は3名です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	81,510	81,510	-	-	5
取締役(監査等委員) (社外取締役のみ)	13,200	13,200	-	-	3

(注) 1. 取締役(監査等委員を除く)(社外取締役を除く)の支給人員及び支給額には、2023年12月25日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名分が含まれております。

2. 当社の監査等委員である取締役は、3名全員が社外取締役であります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載してありません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当連結会計年度(2023年10月1日から2024年9月30日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年10月1日から2024年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年10月1日から2024年9月30日まで)の財務諸表について、東邦監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		1,904,406
売掛金		3,569,533
その他		37,523
貸倒引当金		8,575
流動資産合計		2,502,887
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)		12,446
車両運搬具(純額)		0
工具、器具及び備品(純額)		3,697
土地		8,710
有形固定資産合計		1,24,854
無形固定資産		
商標権		1,153
ソフトウェア		48,151
無形固定資産合計		49,304
投資その他の資産		
投資有価証券		686,918
繰延税金資産		47,512
保険積立金		40,534
その他		50,975
貸倒引当金		2,353
投資その他の資産合計		823,587
固定資産合計		897,746
資産合計		3,400,633

(単位：千円)

当連結会計年度
(2024年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	3,532
1年内返済予定の長期借入金	331,438
未払金	247,647
未払法人税等	41,164
賞与引当金	2,666
ポイント引当金	1,128
その他	4,220,459
流動負債合計	848,037
固定負債	
長期借入金	1,002,669
固定負債合計	1,002,669
負債合計	1,850,706
純資産の部	
株主資本	
資本金	194,295
資本剰余金	163,295
利益剰余金	1,192,440
自己株式	103
株主資本合計	1,549,927
純資産合計	1,549,927
負債純資産合計	3,400,633

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
営業収益	1 3,570,151
営業費用	2 3,363,114
営業利益	207,037
営業外収益	
受取利息	4,411
雑収入	281
その他	3,840
営業外収益合計	8,533
営業外費用	
支払利息	3,816
投資事業組合運用損	1,504
寄付金	1,100
雑損失	74
営業外費用合計	6,495
経常利益	209,075
特別利益	
新株予約権戻入益	3 15,618
固定資産売却益	4 45
特別利益合計	15,664
特別損失	
固定資産除却損	5 0
特別損失合計	0
税金等調整前当期純利益	224,739
法人税、住民税及び事業税	115,433
法人税等調整額	4,711
法人税等合計	110,721
当期純利益	114,018
親会社株主に帰属する当期純利益	114,018

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
当期純利益		114,018
包括利益		114,018
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益		114,018

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	194,295	163,295	1,078,422	103	1,435,909	15,618	1,451,528
当期変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益			114,018		114,018		114,018
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						15,618	15,618
当期変動額合計	-	-	114,018	-	114,018	15,618	98,399
当期末残高	194,295	163,295	1,192,440	103	1,549,927	-	1,549,927

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	224,739
減価償却費	14,017
差入保証金償却額	3,226
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,643
賞与引当金の増減額(は減少)	2,166
受取利息	4,411
支払利息	3,816
保険解約返戻金	934
固定資産売却損益(は益)	45
固定資産除却損	0
投資事業組合運用損益(は益)	1,504
新株予約権戻入益	15,618
売上債権の増減額(は増加)	25,229
仕入債務の増減額(は減少)	1,649
未払金の増減額(は減少)	13,901
その他	930
小計	268,529
利息の受取額	3,518
利息の支払額	4,006
保険解約返戻金の受取額	5,444
法人税等の支払額	170,157
営業活動によるキャッシュ・フロー	103,327
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	5,250
有形固定資産の取得による支出	6,920
有形固定資産の売却による収入	45
投資有価証券の取得による支出	451,889
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 44,315
保険積立金の積立による支出	2,502
差入保証金の差入による支出	131
差入保証金の回収による収入	2,632
その他	1,413
投資活動によるキャッシュ・フロー	509,744
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	1,400,000
長期借入金の返済による支出	230,702
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,169,298
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	762,881
現金及び現金同等物の期首残高	1,108,120
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,871,001

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 リビンDX株式会社、株式会社仲介王

当連結会計年度において、リビンDX株式会社を設立したため、また、株式会社仲介王の全株式(自己株式を除く。)を取得したため、両社を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数及び名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主に、定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

車両運搬具 2～4年

工具、器具及び備品 4～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内おける利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

ポイント引当金

販売促進のためのポイント制度において、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、将来利用見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

D Xプラットフォーム事業においては、マッチングプラットフォーム及びD Xクラウドを提供しております。マッチングプラットフォームは、主にユーザーにより登録された不動産に関連する各種情報を顧客に送信した時点で履行義務が充足される取引であり、D Xクラウドは、不動産取引に関連する各種サービスを顧客に提供又は顧客が利用可能となった時点で履行義務が充足される取引であり、いずれも収益を認識する通常の時点は、顧客に情報やサービスを提供した時点であります。

また、財又はサービスを顧客に提供するに依りて付与するポイントは、別個の履行義務として認識し、取引価格から顧客により行使されると見込まれる金額を控除し収益を認識しております。

なお、財又はサービスの収益を認識するにあたり、当該財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると判定されれば本人取引、判定されなければ代理人取引として収益を認識しております。顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)
 該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	当連結会計年度 (2024年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	35,184千円

2 当座貸越

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2024年9月30日)
当座貸越限度額	100,000千円
借入実行残高	-
差引額	100,000千円

3 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、「(注記事項)収益認識関係 3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 (1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載のとおりであります。

4 流動負債のその他(前受金)のうち、契約負債の金額は、「(注記事項)収益認識関係 3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 (1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載のとおりであります。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しております。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
広告宣伝費	1,967,380千円
給料及び手当	490,881千円
貸倒引当金繰入額	1,643千円

3 新株予約権戻入益

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当連結会計年度の特別利益に計上している「新株予約権戻入益」は、ストック・オプションの権利失効に伴う新株予約権15,618千円の取り崩しによるものであります。

4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
車両運搬具	45千円
計	45千円

5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
車両運搬具	0千円
計	0千円

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,343,588	-	-	1,343,588
合計	1,343,588	-	-	1,343,588
自己株式				
普通株式	22	-	-	22
合計	22	-	-	22

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金勘定	1,904,406 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	33,404 千円
現金及び現金同等物	1,871,001 千円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに株式会社仲介王を連結にしたことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社仲介王の取得価額と取得のための支出(純増)との関係は次のとおりです。

流動資産	44,078 千円
固定資産	53,569 千円
流動負債	20,851 千円
固定負債	6,796 千円
株式の取得価額	70,000 千円
現金及び現金同等物	25,684 千円
差引：取得のための支出	44,315 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金や満期保有目的の債券等の安全性の高い金融商品を中心に、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、営業債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は満期保有目的の債券の取得及び投資事業有限責任組合への出資であり、満期保有目的の債券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。営業債務である買掛金、未払金、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。未払法人税等は、法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、すべて1年以内に納付期日が到来いたします。すべての借入金の用途は主に運転資金であり、償還日は最長で決算日後5年以内であります。借入金の一部について、金利の変動リスクに晒されておりますが、昨今の金融市場の状況を踏まえ、借入期間内の当該リスクは限定的なものと認識しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。

当連結会計年度(2024年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券 満期保有目的の債券(社債)	661,855	659,477	2,378
資産計	661,855	659,477	2,378
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	1,334,107	1,334,013	93
負債計	1,334,107	1,334,013	93

(*1)市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりあります。

区分	当連結会計年度(千円)
投資事業有限責任組合出資金	25,062

(*2)投資事業有限責任組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,904,406	-	-	-
売掛金	569,533	-	-	-
投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	170,230	491,625	-	-
長期性預金	-	26,504	-	-
合計	2,644,169	518,129	-	-

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	331,438	281,448	281,248	280,008	159,965	-
合計	331,438	281,448	281,248	280,008	159,965	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2024年9月30日)
 該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2024年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	-	659,477	-	659,477
資産計	-	659,477	-	659,477
長期借入金	-	1,334,013	-	1,334,013
負債計	-	1,334,013	-	1,334,013

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

満期保有目的の債券

債券は日本証券業協会の価格又は取引金融機関が算定する価格等によっており、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

満期保有目的の債券

当連結会計年度(2024年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
(1) 国債・地方債等	-	-	-
(2) 社債	270,230	270,603	372
(3) その他	-	-	-
小計	270,230	270,603	372
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
(1) 国債・地方債等	-	-	-
(2) 社債	391,625	388,874	2,751
(3) その他	-	-	-
小計	391,625	388,874	2,751
合計	661,855	659,477	2,378

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
 該当事項はありません。
2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額
 (単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
新株予約権戻入益	15,618

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6名 社外協力者 2名	当社取締役(監査等委員である者を除く。) 2名 当社取締役(監査等委員) 3名 当社従業員 50名	社外協力者 3名	当社取締役及び従業員 4名	税理士法人とおやま(注)5
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 10,800株	普通株式 9,560株	普通株式 840株	普通株式 4,000株	普通株式 9,500株
付与日	2016年9月27日	2018年5月24日	2018年5月24日	2021年3月1日	2021年3月1日
権利確定条件	(注)2	(注)3	(注)2	(注)4	(注)6
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年9月27日～2026年9月26日	2020年5月24日～2028年5月23日	2020年5月24日～2028年5月23日	2023年1月1日～2031年2月28日	2023年1月1日～2031年2月28日

(注)1. 株式数に換算しております。なお、2018年5月23日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2018年9月11日付株式分割(普通株式1株につき4株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
4. 新株予約権者は、2022年9月期から2023年9月期までのいずれかの期において、当社の有価証券報告書における当社の損益計算書(連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書)に記載された営業利益が、500百万円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。
 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 本第 7 回新株予約権は、税理士法人とおやまを受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

6. 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

本新株予約権者は、2022年 9 月期から2023年 9 月期までのいずれかの期において、当社の有価証券報告書における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書）に記載された営業利益が、500百万円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時において、当社もしくは当社関係会社の取締役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2024年 9 月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第 3 回 新株予約権	第 4 回 新株予約権	第 5 回 新株予約権	第 6 回 新株予約権	第 7 回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	-	-	-	3,500	9,500
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	3,500	3,500
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	800	416	680	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	800	416	680	-	-

(注) 2018年 5 月23日付株式分割（普通株式 1 株につき100株の割合）及び2018年 9 月11日付株式分割（普通株式 1 株につき 4 株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格(注)(円)	40	693	693	2,789	2,789
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	1,231	1,231

(注) 2018年5月23日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2018年9月11日付株式分割(普通株式1株につき4株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 第3回、第4回及び第5回新株予約権

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、純資産方式及びDCF法の結果を総合的に勘案して決定しております。

(2) 第6回及び第7回新株予約権

使用した評価技法 ブラック・ショールズ方式

主な基礎数値及び見積方法

株価変動性(注)1	50.69%
予想残存期間(注)2	5.9年
予想配当(注)3	0円
無リスク利率(注)4	0.013%

(注) 1. 2015年4月1日から2021年3月1日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 算定時点からの権利行使期間の中間点までの期間と推定しております。

3. 直近の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する長期国債利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

2,592千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2024年9月30日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)1	43,866千円
未払賞与及び賞与引当金	18,357
前払報酬否認	6,804
差入保証金	5,669
ソフトウェア	3,436
貸倒引当金	3,424
未払事業税	3,369
その他	4,158
繰延税金資産小計	89,088
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)1	38,445
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	680
評価性引当額小計	39,126
繰延税金資産合計	49,962
繰延税金負債	
保険積立金	2,449
繰延税金負債合計	2,449
繰延税金資産の純額	47,512

(注)1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	-	-	43,866	43,866
評価性引当額	-	-	-	-	-	38,445	38,445
繰延税金資産	-	-	-	-	-	5,421	5,421

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2024年9月30日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
賃上げ促進税制による特別控除	7.9
留保金課税	9.5
評価性引当額の増減	15.0
住民税均等割	0.9
交際費等の永久差異	1.0
連結仕訳による影響	4.3
親子間税率差異	1.9
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.3

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

当社は、2023年11月14日開催の取締役会決議に基づき、同日付で吸収分割契約を締結しており、2024年1月1日を効力発生日として、当社の外壁塗装DX事業を、当社の完全子会社であるリビンDX株式会社に承継させる吸収分割を行いました。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の内容

外壁塗装DX事業

(2) 企業結合日

2024年1月1日(効力発生日)

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、リビンDX株式会社を吸収分割承継会社とする会社分割(吸収分割)

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) 会社分割の目的

本吸収分割により、事業にかかる業務効率化及びサービス拡充の推進を一層強化いたします。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

(取得による企業結合)

当社は、2023年12月15日開催の取締役会において、2023年12月20日付で株式譲渡契約を締結することを決議し、2023年12月20日付で株式会社仲介王の全株式(自己株式を除く。)を取得しております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称: 株式会社仲介王

事業の内容: 大手不動産FC向けクラウドシステムの開発・保守・運用、フランチャイズ加盟店向けHPサービス、スマートフォン向けアプリケーション開発

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社仲介王は、大手不動産FC向けクラウドシステムの開発・保守・運用を行っており、グループ内での連携を通じて、今後革新的なサービスを開発していくこと、並びに、当社のクラウドサービスラインナップの拡充の足掛かりとすることを目的として株式を取得しております。

(3) 企業結合日

2023年12月20日(株式取得日)

2023年12月31日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年1月1日から2024年9月30日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	70,000千円
取得原価		70,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用	27,500千円
-----------	----------

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	44,078千円
固定資産	53,569千円
資産合計	97,648千円
流動負債	20,851千円
固定負債	6,796千円
負債合計	27,648千円

7. 取得原価の内のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

ソフトウェア	29,181千円	5年
--------	----------	----

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

営業収益	18,004千円
経常利益	826千円
税金等調整前当期純利益	29,173千円

特別損益のうち重要なものは、役員退職慰労引当金繰入30,000千円であります。

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算出した営業収益及び損益情報と取得企業の損益計算書における営業収益及び損益情報との差額を影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

当社グループは、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、DXプラットフォーム事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

項目	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
マッチングプラットフォームに関する収益	3,229,073
DXクラウドに関する収益	341,078
顧客との契約から生じる収益	3,570,151
その他の収益	-
外部顧客への売上高	3,570,151

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりであります。連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に計上しており、契約負債は「その他」(前受金)に計上しております。

契約負債は、財又はサービスの提供前に顧客から受け取った前受金、及び顧客に付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	588,840
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	569,533
契約負債(期首残高)	48,311
契約負債(期末残高)	76,340

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは48,311千円でありませ

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度において、未充足(又は部分的に未充足)の履行義務に配分した取引価格の金額及びそのうち将来認識されると見込まれる金額が、1年を超える重要な取引はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、DXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの情報は、「(注記事項)収益認識関係 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりです。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	1,153.59円
1株当たり当期純利益	84.86円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	84.77円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2024年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	1,549,927
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,549,927
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,343,566

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	114,018
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	114,018
期中平均株式数(株)	1,343,566
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	1,528
(うち新株予約権(株))	(1,528)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	101,698	331,438	0.64	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	46,490	1,002,669	0.64	2025年～2029年
合計	148,188	1,334,107	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	281,448	281,248	280,008	159,965

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
営業収益 (千円)	884,642	1,800,915	2,684,515	3,570,151
税金等調整前四半期 (当期) 純利益 (千円)	59,899	143,564	192,175	224,739
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (千円)	27,213	74,565	101,508	114,018
1 株当たり四半期 (当期) 純 利益 (円)	20.26	55.50	75.55	84.86

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益 (円)	20.26	35.24	20.05	9.31

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,128,123	1,781,671
売掛金	588,840	532,623
前払費用	19,551	26,416
その他	2 4,548	2 28,994
貸倒引当金	11,812	6,725
流動資産合計	1,729,251	2,362,980
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	8,711	12,238
車両運搬具(純額)	241	0
工具、器具及び備品(純額)	1,396	3,697
有形固定資産合計	10,349	15,936
無形固定資産		
商標権	1,325	1,153
ソフトウェア	24,893	23,346
無形固定資産合計	26,218	24,500
投資その他の資産		
投資有価証券	237,415	686,918
関係会社株式	-	287,500
破産更生債権等	759	2,234
長期前払費用	33	17
繰延税金資産	33,304	40,567
その他	88,523	88,954
貸倒引当金	759	2,234
投資その他の資産合計	359,277	1,103,958
固定資産合計	395,845	1,144,395
資産合計	2,125,097	3,507,375

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,883	3,532
1年内返済予定の長期借入金	101,698	326,498
未払金	226,679	236,472
未払費用	117,668	123,622
未払法人税等	92,332	40,689
前受金	48,311	75,684
預り金	9,400	4,418
ポイント引当金	464	1,128
その他	28,640	12,474
流動負債合計	627,079	824,520
固定負債		
長期借入金	46,490	999,989
固定負債合計	46,490	999,989
負債合計	673,569	1,824,509
純資産の部		
株主資本		
資本金	194,295	194,295
資本剰余金		
資本準備金	163,295	163,295
資本剰余金合計	163,295	163,295
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,078,422	1,325,379
利益剰余金合計	1,078,422	1,325,379
自己株式	103	103
株主資本合計	1,435,909	1,682,866
新株予約権	15,618	-
純資産合計	1,451,528	1,682,866
負債純資産合計	2,125,097	3,507,375

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
営業収益	3,374,632	3,423,453
営業費用	¹ 2,912,681	¹ 3,087,956
営業利益	461,950	335,496
営業外収益		
受取利息	12	183
有価証券利息	1,233	4,208
関係会社業務受託収入	² -	² 9,291
その他	1,368	2,271
営業外収益合計	2,615	15,955
営業外費用		
支払利息	764	3,581
寄附金	-	1,100
投資事業組合運用損	746	1,504
その他	18	8
営業外費用合計	1,528	6,193
経常利益	463,037	345,258
特別利益		
新株予約権戻入益	³ -	³ 15,618
特別利益合計	-	15,618
特別損失		
固定資産除却損	51	0
特別損失合計	51	0
税引前当期純利益	462,985	360,877
法人税、住民税及び事業税	161,918	114,955
法人税等調整額	1,141	7,262
法人税等合計	160,777	107,692
当期純利益	302,208	253,184

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
当期首残高	194,260	163,260	163,260	776,213	776,213	103	1,133,631	9,619	1,143,251
当期変動額									
新株の発行	34	34	34				69		69
当期純利益				302,208	302,208		302,208		302,208
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								5,998	5,998
当期変動額合計	34	34	34	302,208	302,208	-	302,278	5,998	308,277
当期末残高	194,295	163,295	163,295	1,078,422	1,078,422	103	1,435,909	15,618	1,451,528

当事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
当期首残高	194,295	163,295	163,295	1,078,422	1,078,422	103	1,435,909	15,618	1,451,528
当期変動額									
当期純利益				253,184	253,184		253,184		253,184
会社分割による減少				6,227	6,227		6,227		6,227
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								15,618	15,618
当期変動額合計	-	-	-	246,957	246,957	-	246,957	15,618	231,338
当期末残高	194,295	163,295	163,295	1,325,379	1,325,379	103	1,682,866	-	1,682,866

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(3) その他有価証券

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～15年
車両運搬具	2～4年
工具、器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

販売促進のためのポイント制度において、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、将来利用見込額に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

- (1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額
関係会社株式 287,500千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式の評価に当たり、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性を関係会社の事業計画に基づいて判断し、当該実質価額と取得原価とを比較し、減損処理の要否を判定しておりますが、将来の事業環境の変化等により、計画した収益が獲得できず関係会社の業績が悪化し、将来の業績回復が見込めなくなった場合には、翌事業年度の貸借対照表における関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

当期より連結財務諸表を作成することになったことを受け、特例財務諸表提出会社として、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

(貸借対照表関係)

1 当座貸越

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
当座貸越限度額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	100,000千円	100,000千円

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
短期金銭債権	-	22,469千円

(損益計算書関係)

1 営業費用のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
広告宣伝費	1,769,576千円	1,868,124千円
給料及び手当	370,869千円	447,013千円
減価償却費	7,198千円	8,863千円
差入保証金償却額	7,693千円	3,141千円
貸倒引当金繰入額	3,225千円	3,611千円
おおよその割合		
販売費	62.1%	62.2%
一般管理費	37.9%	37.8%

2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
営業取引以外の取引による取引高	-	9,291千円

3 新株予約権戻入益

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当事業年度の特別利益に計上している「新株予約権戻入益」は、ストック・オプションの権利失効に伴う新株予約権15,618千円の取り崩しによるものであります。

(有価証券関係)

前事業年度(2023年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2024年9月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式287,500千円)は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
繰延税金資産		
未払賞与	17,839千円	17,443千円
前払報酬否認	5,511	6,804
差入保証金	5,035	5,669
ソフトウェア	-	3,436
未払事業税	5,668	3,369
貸倒引当金	3,849	2,743
その他	2,885	3,548
繰延税金資産小計	40,790	43,017
評価性引当額	5,035	-
繰延税金資産合計	35,754	43,017
繰延税金負債		
保険積立金	2,449	2,449
繰延税金負債合計	2,449	2,449
繰延税金資産の純額	33,304	40,567

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
法定実効税率	30.6%	-
(調整)		
賃上げ促進税制による特別控除	4.5%	-
留保金課税	6.9%	-
評価性引当の増減	0.5%	-
住民税均等割	0.4%	-
交際費等の永久差異	0.4%	-
その他	0.4%	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.7%	-

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額 (注) 1	当期減少額 (注) 2	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物	8,711	4,300	-	772	12,238	6,058
	車両運搬具	241	-	0	241	0	1,656
	工具、器具及び備品	1,396	3,232	0	930	3,697	5,189
	計	10,349	7,532	0	1,945	15,936	12,904
無形 固定資産	商標権	1,325	-	-	172	1,153	567
	ソフトウェア	24,893	5,200	-	6,746	23,346	20,393
	計	26,218	5,200	-	6,918	24,500	20,960

(注) 1. 当期増加額の内訳は、次のとおりです。

建物 人形町共同ビル4階オフィス工事 4,300千円
 工具、器具及び備品 大容量ポータブル蓄電池 900千円
 工具、器具及び備品 電話交換設備 900千円
 ソフトウェア Future Match 対象案件抽出 5,200千円

2. 当期減少額の内訳は、次のとおりです。

車両運搬具 福岡オフィス社用車除却 0千円
 工具、器具及び備品 名古屋オフィス電話工事除却 0千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	12,572	7,694	11,306	8,960
ポイント引当金	464	9,269	8,606	1,128

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで												
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内												
基準日	毎年9月30日												
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日												
1単元の株式数	100株												
単元未満株式の買取り													
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部												
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社												
取次所	-												
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額												
公告掲載方法	電子公告により行う。ただしやむを得ない事由により、電子公告によること ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://www.lvn.co.jp/												
株主に対する特典	<p>(1) 対象となる株主様 初回基準日を2025年3月末として、以降は毎年3月末日および9月末日現在の株主名簿上に記載または記録された、当社株式を2単元(200株)以上保有されている株主様が対象となります。</p> <p>(2) 株主優待の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>保有株式数</th> <th>優待内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間株主優待</td> <td>2単元 (200株以上)</td> <td>QUOカード 30,000円分</td> </tr> </tbody> </table> <p><内訳></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>毎年3月末日</td> <td>2単元 (200株以上)</td> <td>QUOカード 15,000円分</td> </tr> <tr> <td>毎年9月末日</td> <td>2単元 (200株以上)</td> <td>QUOカード 15,000円分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 進呈の時期 毎年3月末日、9月末日を基準日として、権利確定日から3ヶ月以内を目処に発送いたします。なお、9月末日を基準日とする株主優待の発送は、定時株主総会招集通知に同封して発送する予定です。</p>	項目	保有株式数	優待内容	年間株主優待	2単元 (200株以上)	QUOカード 30,000円分	毎年3月末日	2単元 (200株以上)	QUOカード 15,000円分	毎年9月末日	2単元 (200株以上)	QUOカード 15,000円分
項目	保有株式数	優待内容											
年間株主優待	2単元 (200株以上)	QUOカード 30,000円分											
毎年3月末日	2単元 (200株以上)	QUOカード 15,000円分											
毎年9月末日	2単元 (200株以上)	QUOカード 15,000円分											

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第20期）（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）2023年12月26日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2023年12月26日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
第21期第1四半期（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）2024年2月14日関東財務局長に提出
第21期第2四半期（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）2024年5月14日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2023年12月26日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
2024年12月26日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年12月26日

リビン・テクノロジーズ株式会社

取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石井 克昌

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小山 雄司

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリビン・テクノロジーズ株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リビン・テクノロジーズ株式会社及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

広告宣伝費の期間帰属	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている広告宣伝費は1,967,380千円であり、その営業収益に対する割合は55.1%、また、営業費用に占める割合は58.5%である。このうち大部分をリビン・テクノロジー株式会社(以下、会社)が計上している。</p> <p>会社はDXプラットフォーム事業として運営する住宅領域パーティカルメディア「リビンマッチ」の認知度向上のため、Webマーケティング等を用いた広告宣伝を継続的に行っており、多額の広告宣伝費を計上している。</p> <p>当連結会計年度に計上された広告宣伝費が営業損益に与える影響は重要であり、また、広告宣伝手法の特殊性から、広告の実施時期が把握しにくいという性格を有しており、期間帰属について慎重に検討する必要があることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社の広告宣伝費の期間帰属を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告宣伝費の計上プロセスに係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・ 当連結会計年度末日前後に計上された広告宣伝費について、計上の根拠となる外部証憑を入手し、計上金額及び計上時期を検討した。 ・ 決算月の広告宣伝費について、稟議決裁されている広告宣伝費枠に対応したのものかについて検討した。 ・ 「リビンマッチ」への集客数と広告宣伝費の関係について月次推移分析を実施した。 ・ 当連結会計年度末日を基準日として、広告宣伝費に対する債務残高が多額に減少している相手先に対して確認手続を実施し、債務計上の網羅性について確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、リビン・テクノロジーズ株式会社の2024年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、リビン・テクノロジーズ株式会社が2024年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月26日

リビン・テクノロジーズ株式会社

取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石井 克昌

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小山 雄司

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリビン・テクノロジーズ株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リビン・テクノロジーズ株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】(重要な会計上の見積り)に記載の通り、会社は当事業年度末において関係会社株式を287,500千円計上している。</p> <p>会社は関係会社株式の評価について、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性を事業計画に基づいて判断し、当該実質価額と取得原価とを比較し、減損処理の要否を判定している。</p> <p>実質価額の回復可能性の判断に使用された事業計画は、将来の事業環境の変化等の重要な仮定が含まれており、経営者の主観的な判断を伴うことから、不確実性が高く慎重に検討する必要があることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係会社株式の評価に係る内部統制の有効性を評価した。 ・実質価額が著しく低下している関係会社の事業環境について、経営者等への質問を通じて理解した。 ・実質価額の妥当性について、当該関係会社の財務諸表に対し分析的手続を実施した。 ・取締役会で承認された予算と事業計画の整合性を検討した。 ・事業計画に含まれる重要な仮定の合理性について、経営者等に質問するとともに過去の実績及び関係資料と比較検討した。

広告宣伝費の期間帰属
<p>連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(広告宣伝費の期間帰属)と同一内容であるため、記載を省略している。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。